

答 申 第 3 3 0 号
平成22年9月30日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年11月6日付け管財第672号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

平成21年10月6日付けで異議申立人から提起された、平成21年10月
2日付け管財第548号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対す
る決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成21年10月2日付け管財第548号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表に掲げるものを除き開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 県庁の受電設備は全て専用の電気室に設置されており、一般の者が立入はできないようになっている。配電系統などは設計図書、施工図などにすでに公表されている。よって、開示が妥当である。
- (2) 公共の安全と秩序維持、故意による停電などは指定電気管理技術者の管理上の問題である。論点のスリ替により県民の情報開示請求権を侵害すべきではない。よって開示が妥当である。
- (3) 開示請求した内容は、既に公表されており当方でも資料は入手しております（別紙 資料の通り）。従いまして、管財第815号の理由書は論理的に筋の通らないことと解釈されます。公表されている資料を不開示とするのはいかがなものかと思われます。
- (4) 図面の一部に個人名、個人の印鑑の印影があるならば、マスキングをすれば公開に支障はありません。従来通り情報公開の手続きをお願いいたします。
- (5) 県庁の自家用電気工作物は公共の建物です。設計施工は電気事業法、電気設備技術基準に基づくものであり、特定の設計によるものではありません。高岳製作所のノウハウ等の意見ですが、製造物についてはメーカーでは仕様書等は公開していますが、製作方法、施工法などは公表していません。公共物の設計施工には著作権特許は設定されておらず、電気設備基準により施工されています。よって公開には支障ありません。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年9月7日付けで、同日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を次に掲げる事項とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 「千葉県庁の自家用電気工作物の単線結線図」（以下「本件請求1」という。）
- (2) 「特高受電室の配置図・平面図」（以下「本件請求2」という。）
- (3) 「特高受電制御盤の回路図」（以下「本件請求3」という。）

2 本件決定及び本件対象文書について

- (1) 実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を次のとおり特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第4号及び第6号に該当するとして本件決定を行った。

ア 本件請求1に対し、千葉県庁新館（仮称）特別高圧受変電設備工事全体単線接続図（以下「本件対象文書1」という。）、千葉県庁新館（仮称）特別高圧受変電設備工事単線接続図（以下「本件対象文書2」という。）、千葉県庁新館（仮称）電気設備工事高圧変電設備単線結線図（1）（以下「本件対象文書3」という。）、千葉県庁新館（仮称）電気設備工事高圧変電設備単線結線図（2）（以下「本件対象文書4」という。）、千葉県庁新館（仮称）電気設備工事第2電気室高圧変電設備単線結線図配置図（以下「本件対象文書5」という。）、千葉県庁新館（仮称）電気設備工事第3電気室高圧変電設備単線結線図配置図（以下「本件対象文書6」という。）、千葉県中庁舎改修電気設備工事受変電設備単線結線図（1）（以下「本件対象文書7」という。）、千葉県中庁舎改修電気設備工事受変電設備単線結線図（2）（以下「本件対象文書8」という。）及び千葉県議会棟改修電気設備工事受変電設備単線結線図（以下「本件対象文書9」という。）

イ 本件請求2に対し、千葉県庁新館（仮称）電気設備工事電気室配置図（以下「本件対象文書10」という。）

ウ 本件請求3に対し、千葉県庁新館（仮称）特別高圧受変電設備工事展開接続図（以下「本件対象文書11」という。）

- (2) 実施機関は、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、追加理由説明書の提出について（平成22年4月22日付け管財第124号）で、条例第8条第2号及び第3号に該当するとして本件決定の理由を追加した。

3 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書1から11までの「製図」、「検図」、「drawn by」、「checked by」、

「設計」及び「承認」等の欄に、各工事（千葉県庁新館（仮称）特別高圧受変電設備工事、千葉県庁新館（仮称）電気設備工事、千葉県中庁舎改修電気設備工事及び千葉県議会棟改修電気設備工事）の受注者又は設計会社に所属する個人名及び個人の印影が記されており、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第2号本文に該当する。

当該情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないので、条例第8条第2号ただし書のイに該当しない。

また、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められている情報ではないので、条例第8条第2号ただし書のロに該当しない。

本件対象文書1から11までの製図等を行った者は、前述のとおり、条例第8条第2号ただし書のハに規定する公務員等に該当しないので、条例第8条第2号ただし書のハに該当しない。

本件対象文書1から11までは、工事の関係書類として作成されたものであり、食糧費の支出に伴う懇談会、説明会等に係る情報ではないため、条例第8条第2号ただし書のニに該当しない。

4 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書1から9までに示されているものは、県庁本庁舎、中庁舎及び議会棟に関する受電設備の電気設備の系統図で、本件対象文書10は、特に主要な本庁舎の電気室内の機器配置図が示されている。

本件対象文書1から10までは、県が発注した各工事において、設計図書をもとに工事受注者が施工上のノウハウを含め表現したものであり、また、当該設計図書は、県から依頼を受けた法人である設計事務所が建築基準法、電気事業法等の範囲内で、県の需要にこたえ、電気設備に使用する機器の経済性及び安全性を考慮し、所属する建築士の経験、技量に基づいて作成したものである。

これらの文書に記載されている情報が明らかになれば、設計事務所に所属する建築士の持つ設計技術上のノウハウが明らかになるだけでなく、工事受注者の施工上のノウハウが明らかになり、設計事務所及び工事受注者の競争上及び事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、本件対象文書11には、特高受変電設備の事故時に機器を保護するための保護継電器及びその信号線等の接続図が示されている。

これらの文書に記載されている情報は、千葉県庁新館（仮称）特別高圧受変電設備工事の工事受注者であり、当該工事で設置した特別高圧受変電設備

の製造者である株式会社高岳製作所の機器製造上のノウハウを示すものであり、これらの図面に記載されている情報が明らかになれば当該会社の競争上及び事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例第8条第3号イに該当する。

5 条例第8条第4号該当性について

本件対象文書1から9までに示されているものは、県庁本庁者、中庁舎及び議会等に関する受電設備の系統図で、各々の遮断器や変圧器が庁舎のどの箇所に給電しているかが判別できる図面であり、本件対象文書10は、特に主要な本庁舎の電気室内の機器配置図が示されており、実際の機器に接近することが容易となる。

これらの情報と本件対象文書11の情報と組み合わせれば、容易に庁内の任意の箇所への送電を停止することが可能である。

以上のことから、これらの図面を準備・検討し、県庁舎の停電を発生させ、県庁機能を停止させる犯罪の実行が可能となる。

特に、成田空港を有する本県では、空港反対派による昭和53年の成田空港での管制塔占拠事件や昭和63年の収用委員会会長襲撃事件等種々の事件が発生している。

また、現在でも空港反対派は活動しており、今後もこのような活動の目標が県に向けられる可能性がないとはいえず、県議会開会中等は、空港反対派による議会の妨害を防ぐため、警察と連携し警備を実施しているところである。

よって、県庁舎のライフラインである電気系統の詳細を示すことは、県庁機能を停止させるという犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第4号に該当する。

6 第8条第6号該当性について

本件対象文書1から11までは県庁の電気系統の詳細を示す図面である。

上記5に述べたとおり、この情報をもとに故意に停電を発生させることが可能であり、庁舎が停電した場合、エレベータの運転停止や身障者便所の自動ドアの停止による閉じ込め事故や各種の電算機の緊急停止等の発生が予想される。

また、その他、照明設備や空調設備の停止等もあり、庁舎内に混乱が生ずることは十分予想される。

このような事態を招くことは、庁舎管理の性質上、庁舎管理の適正な遂行に支障を及ぼす。

よって、条例第8条第6号に該当する。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書1から11までを基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件請求、本件決定及び本件対象文書1から11までについて
本件請求、本件決定及び本件対象文書1から11までについては、第3の1及び2のとおりである。
- 2 条例第8条第2号該当性について
 - (1) 本件対象文書1から11までには、千葉県庁新館（仮称）特別高圧受変電設備工事、千葉県庁新館（仮称）電気設備工事、千葉県中庁舎改修電気設備工事及び千葉県議会棟改修電気設備工事の設計及び工事を請け負った者に所属する個人の印影及び氏名並びに一級建築士の登録番号が記録されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第2号本文に該当する。
 - (2) 本件対象文書7から9までに記録された一級建築士の登録番号及び氏名は、建築士法（昭和25年法律第202号）第6条第2項の規定により一般の閲覧に供されていることから、同号ただし書イに該当する。
 - (3) 本件対象文書7から9までに記録された一級建築士の氏と同じ印影は、一級建築士である個人の印影と推測され、上記(2)のとおり一級建築士の氏名は一般の閲覧に供されていることから、同号ただし書イに該当する。
 - (4) 上記(2)及び(3)以外の個人の印影及び氏名は、当該工事の設計及び工事を請け負った者に所属する従業員のものであり、同号ただし書に該当しない。
したがって、同号に規定する不開示情報に該当する。
- 3 条例第8条第3号該当性について
 - (1) 本件対象文書1から10までは、建築士事務所が行った設計に係る情報が記録されており、別表に掲げる情報は、設計者がその蓄積された設計に関する知識、技術、経験等を用いて、建築主の要望、コスト等を踏まえつつ、電気設備に使用する機器の経済性、安全性等を考慮しながら作成したものであり、公にすることにより、当該設計事務所に所属する建築士の持つ設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。
 - (2) 本件対象文書1から11までは、工事を請け負った者が行った施工に係る情報が記録されており、別表に掲げる情報は、施工者がその蓄積された施工に関する知識、技術、経験等を用いて、建築主の要望、コスト

等を踏まえつつ、電気設備に使用する機器の経済性、安全性等を考慮しながら作成したものであり、公にすることにより、当該工事を請け負った者の施工上のノウハウが明らかになり、当該工事を請け負った者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

- (3) 本件対象文書1から11までに記録された情報のうち別表に掲げるもの以外の情報は、公にすることにより、当該設計事務所に所属する建築士の持つ設計技術上及び工事を請け負った者の施工上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所及び当該工事を請け負った者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められず、同号に該当しない。

4 条例第8条第4号及び第6号該当性について

上記2(4)、3(1)及び(2)において不開示とすべきであるとした情報については、条例第8条第2号及び第3号に該当するものと認められることから、同条第4号及び第6号該当性については判断しない。上記2(2)、(3)及び3(3)において開示すべきであるとした情報については、当該情報の性質上、条例第8条第4号及び第6号に該当しない。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件対象文書1から11まではすでに公表されていると主張するので、次のとおり検討する。

- (1) この主張に対する実施機関の説明は次のとおりである。

ア 本件対象文書1から11までが実施機関の外部に提供される場合は次のとおりである。

(ア) 本件対象文書1から11までが作成された工事において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、同項に規定する方法により契約を締結する場合

(イ) 本件対象文書1から11までに関連した工事等を行うに当たって、本件対象文書1から11までが必要な場合

イ 上記ア(ア)の場合において、同項に規定する契約の方法は、次に掲げる本件対象文書1から11までが作成された工事に応じ、それぞれ次に掲げる方法であった。

(ア) 本件対象文書1から6まで、10及び11が作成された工事 指名競争入札

(イ) 本件対象文書7及び8が作成された工事 一般競争入札（工事に係る契約書案、入札約款、設計図面及び仕様書等は、この工事の競争参加資格がある旨の確認の通知を受けた者に限る。）

(ウ) 本件対象文書9が作成された工事 随意契約

したがって、上記(ア)においては指名を受けた者、上記(イ)においては工事の競争参加資格がある旨の確認の通知を受けた者、上記(ウ)においては随意契約を締結した者に限って提供されたものである。

ウ 上記ア(イ)の場合においては、本件対象文書1から11までに関連した工事等を請け負った者に限って本件対象文書1から11までは提供されたものである。

- (2) 異議申立人は、本件対象文書1から11まではすでに公表されていると主張する。そして、その経緯は、異議申立人が役員をしている法人が、本件対象文書1から11までに関連した工事等を行うに当たって、本件対象文書1から11までの資料を入手していると主張している。しかし、上記(1)で実施機関が説明するとおり、本件対象文書1から11までに関連した工事等を請け負った者に限って提供されたものであり、これをもって公にされているとはいえない。

6 結論

以上のとおり、実施機関は、本件決定において不開示とした情報のうち、別表に掲げるものを除き開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

不開示とすべき情報が記録された行政文書の名称	不開示とすべき情報
本件対象文書 1	系統の名称 電源の規格 文字記号（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 個数 機器の規格 図記号（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 回路 機器の名称（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 機器相互の関係を示す記載 接地端子板 接続先を示す表 個人の印影
本件対象文書 2	系統の名称 電源の規格 文字記号（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 個数 機器の規格 図記号（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 回路 機器の名称（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 機器相互の関係を示す記載 接地端子板 個人の印影
本件対象文書 3	図記号（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 機器の名称（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 回路 文字記号（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 機器の規格 個数 接続先を示す表 個人の印影
本件対象文書 4	図記号（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 機器の名称（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 回路 文字記号（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 機器の規格 個数 接続先を示す表 個人の印影
本件対象文書 5	図記号 文字記号 個数 機器の規格 回路 機器の名称（ただし、回路図に記載されたものに限る。） 接続先を示す表 配置図 個人の印影

本件対象文書 6	図記号 回路 文字記号 機器の規格 個数 機器の名称 (ただし、回路図に記載されたものに限る。) 盤の構造を示す記載 接続先を示す表 配置図 個人の印影
本件対象文書 7	機器の名称 (ただし、回路図に記載されたものに限る。) 電源の名称 電線の種類 文字記号 (ただし、回路図に記載されたものに限る。) 図記号 回路 機器の規格 (ただし、回路図に記載されたものに限る。) 機器相互の関係を示す記載 注記で示す印のうち回路図に記載されたもの 個数 将来計画に関する記載 負荷の種別 負荷電力 個人の印影 (ただし、一級建築士の氏と同じ印影を除く。)
本件対象文書 8	機器の名称 (ただし、回路図に記載されたものに限る。) 回路 注記で示す印のうち回路図に記載されたもの 図記号 文字記号 (ただし、回路図に記載されたものに限る。) 機器の規格 (ただし、回路図に記載されたものに限る。) 個数 電線の規格 電線の種類 負荷電力 負荷の種別 盤の構造を示す記載 接続先を示す表 個人の印影 (ただし、一級建築士の氏と同じ印影を除く。)
本件対象文書 9	電源の規格 回路 電線の種類 図記号 文字記号 (ただし、回路図に記載されたものに限る。) 機器の規格 (ただし、回路図に記載されたものに限る。) 機器の名称 (ただし、回路図に記載されたものに限る。) 導体の規格 個数 配線の名称 端子の名称 端子 本件対象文書 8 に記録された注記で示す印のうち回路図に記載されたもの 接続先を示す表 負荷電力 個人の印影 (ただし、一級建築士の氏と同じ印影を除く。)

本件対象文書 1 0	配置図 個人の印影
本件対象文書 1 1	個人の氏 系統の名称 電源の規格 回路 回路の相別表示の記載 回路の名称 機器の名称 端子の名称 文字記号 図記号 機器の規格 機器相互の関係を示す記載 回路の種別 電線の種類 パルス検出器の設定条件に係る記載 個数 保護制御装置の設定表 バックギアの整定条件に係る記載 電圧調整器の整定条件に係る記載 使用した継電器の型式 整定値 操作スイッチに関する記載 操作条件 出力条件 作動条件 図面訂正用の線 出力条件を示す記載 点灯条件 操作のための論理回路 機器相互の関係を示す記載 作動状況 監視すべき対象となる項目 操作項目

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成21年11月9日	諮問書の受理
平成21年12月25日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年1月22日	異議申立人の意見書の受理
平成22年4月22日	実施機関の理由説明書（追加）の受理
平成22年4月27日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成22年5月11日	異議申立人の意見書の受理
平成22年6月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐野 善房	弁護士	
福武 公子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成22年6月29日現在)